



日本が これからも 戦争しない ために



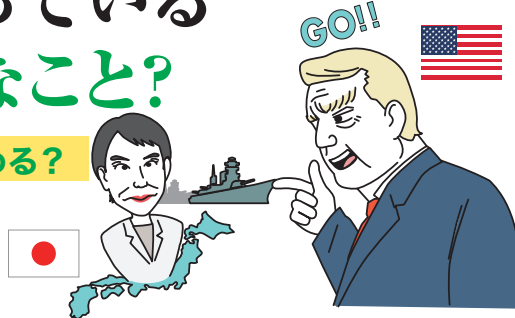
高市首相がやりたがっている 「憲法改正」ってどんなこと?

「9条」に「自衛隊を明記」すると何がどう変わる?

高市首相は「少しでも早く憲法改正の賛否を問う国民投票が行われる環境をつくっていきけるように、私も粘り強く取り組んでいく」と、「憲法改正」に意欲を見せています。憲法の何をどう「改正」したいのでしょうか?

具体的には、「自衛隊を憲法9条に明記して、実力組織として位置付ける」と言っています。「実力組織」の意味が気になります。

トランプ大統領は、ホルムズ海峡に自衛隊を派遣するよう求めています。日米首脳会談で、高市首相は「法律の範囲で」としつつ「できることはしっかりやっていく」と応じました。この件について茂木外相



は、日本には憲法9条による制約があると説明したと言っています。

「安保法制」は「集団的自衛権の行使」や「戦闘中の米軍の後方支援」を可能としていますが、憲法9条がある限り自衛隊は戦争行為に直接の協力はできません。

自衛隊を9条に明記して「実力組織」と位置付けるということは、今はできない戦争行為を可能にすることです。

「憲法改正」したい国会議員が多数

憲法9条が最大のピンチ!

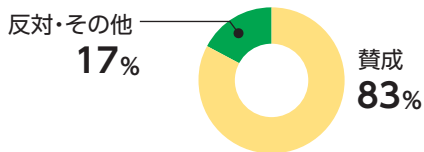
毎日新聞が衆議院選挙の当選者465人に行ったアンケートの結果によると、「憲法9条の改正に賛成」の議員が全体の83%を占め憲法改正の発議に必要な3分の2(310議席)を大きく上回っています。

内訳は「改正して自衛隊の存在を明記すべきだ」との回答が76%(354人)、「改正して自衛隊を他国同様の軍隊に位置付けるべきだ」が7%(32人)です。「改正には反対」は10%(45人)と少数です。「9条改正」に賛成した議員が多いのは自民党・維新の会・国民民主党・チームみらい・参政党です。

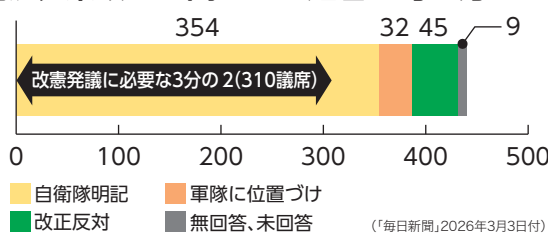
参議院では9条改正に賛成の政党・会派はあわせると162人で、3分の2(166人)を辛うじて下回っています。

3月3日付の毎日新聞の記事では、「本丸の9条改

憲法9条の改正に賛成



憲法9条改正に関する当選者の考え方



正をやるなら今しかない」との、自民党の閣僚経験者の声を紹介しています。

「憲法」を守るために、 あなたにもできること

まず、読むことから始めませんか?

「憲法」を読んだことはありますか? 「難しそう」と思う人や、「自分には縁がない」と考える人もいます。そんな人こそ、いちど憲法を手にとってみてください。読むのに何時間もかからないし、文章も難しくありません。私たちの権利や義務など、日々のくらしや仕事に必要な不可欠なことばかりです。この国の主人公として、憲法のことを知ってみませんか。

「憲法」について、話しあってみよう

難しく考えずに、「憲法」について仲間と話し合い、考える時間を作りませんか? 「好きな条文」を見つけてなぜ好きなのかを言い合ったり、自分たちの仕事と関係がありそうな条文を探してみたり、気軽に話し合う場を設けてみませんか。きっと、「憲法」を見る眼が変わってくるはずです。

全国で広がる「ペンライト集会」に参加してみよう!



#3.25 平和憲法を守るための緊急アクション雨の国会前に24000人が集まった写真しんぶん赤旗3月26日付)



「憲法9条改悪に反対する請願署名」に署名しよう

「平和憲法」をみんなで守ろう

もっと 知ってみませんか? 憲法のこと

大切にしているのは

「平和」と
「国民一人ひとり」

憲法には何が書いてあるの? その1

この国の主人公は私たち一人ひとり 主権在民

「主権者」とは、政治の在り方や実行の決定権を持つ人のことです。憲法は、「主権者」は国民であるとさだめています。主権が国民になれば、国民は他の誰かが決めた政治に従うことしかできず、その誰かに支配される存在でしかないということです。戦前の「大日本帝国憲法」では、主権は天皇にあり、国民は主権者である天皇に仕える身とされていました。国民は天皇に逆らうことができず、戦争に反対する声はつぶされていきました。この反省から前文で「主権が国民に存すること」を宣言しています。

大事なことはみんなで決める 民主主義

「主権」を、一部の国民だけが持つのではなく、国民全体の平等な権利とするのが「民主主義」です。様々な意見を反映しながら、より大勢の人が一致できる考えに基づく国民全体の合意で政治をすすめるのが民主主義です。

国民一人ひとりの代わりになって直接政治に携わるのが「議員」です。そのため議員は一部の人が任命するのではなく、国民の投票によって選挙で選ばれるのです。大政党に有利な「小選挙区制」により、国民の意向が政治に正しく反映されていないのが問題です。

世界のどの国とも仲良く 国際平和

国際的にも「民主主義」に基づき他国と仲良くするのが「国際平和主義」です。81年前の戦争で日本が近隣諸国に無謀な侵略戦争を仕掛け、国内外に多大な犠牲を出した反省から生まれた考え方です。

前文では「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う」として、国際平和に積極的な役割を果たすことで他国から信頼を得たいという考えが明記されています。

憲法を変えることができるのは誰?

「憲法のアップデート」って、首相のすること?

「大日本帝国憲法」のもとで無謀な戦争を起こした反省から、今後は権力が悪さしないように作られたのが「日本国憲法」です。98条は憲法を「最高法規」と位置づけ、反する法律や命令などを無効としています。

99条は、天皇や国会議員、裁判官などの公務員に対して憲法の尊重と擁護を義務付けています。首相をはじめ国会議員には、憲法を守る義務があります。憲法は権力者の暴走を止め、権力を縛っているのです。

憲法は「主権在民」や「国際平和」「民主主義」など普遍的な事を定めています。高市首相は「社会や国民意識の変化などに応じアップデートすべきだ」と言いましたが、時の権力者の考えに沿って変えるものではないし、「社会や国民意識」が変化するたびに「アップデート」するものでもありません。憲法は国民の総意によってのみ、変えることができるのです。

まだまだある暮らしを支える憲法条文

あなたはどんな国に住みたいと思いますか?
あなたの好きな憲法の条文は何ですか?



誰もが幸せな人生を送る

権利を持っている

憲法には何が書いてあるの? その2

戦争はしません。武力も持ちません 第9条

海外の戦争で、平和な街が無残に壊され多くの人々が殺された報道を見ると、破壊や殺戮を起こす戦争に大義なんてないと思いませんか? 「守る」ために他国を攻撃することや、「正しいこと」のために犠牲を生む戦争は、手段として間違っていないですか?

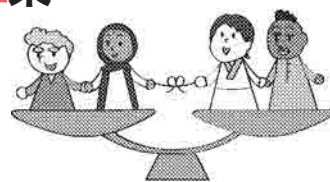


自衛隊以外にも、医療従事者や建設職人、トラック運転手なども海外での戦地に派遣される可能性が

9条は「国権の発動たる戦争」と「武力による威嚇又は武力の行使」を永久に放棄し、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない、国の交戦権は、これを認めない」としています。戦後81年間、日本が戦争を起こすことも、巻き込まれることないのは、9条があるからです。

あらゆる差別を許さない 第14条

NHK連続テレビ小説「虎に翼」で山田よねが壁に大きく書いたのが14条です。「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」



人権は生まれた時から誰もが持っている。

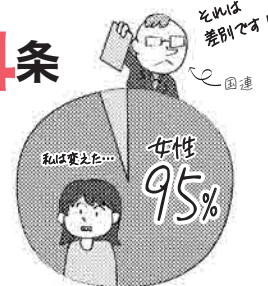
よねさんの怒りは、あらゆる差別とハラスメントの根絶をめざしている私たちみんなの怒りです。

全労連の行動綱領「希望に輝く未来のために」の中の一節、「私たちは、身分・人種・国籍などによるあらゆる差別の撤廃と、男女平等をはじめ、すべての人々の基本的人権の保障をめざします」は14条にもとづいています。

選択的夫婦別姓制度の実現を 第24条

日本のジェンダー不平等の大きな要因の一つが、「選択的夫婦別姓制度」が実現していないことです。

24条には、「夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」とあります。しかし実際には95%、女性が氏を変えており、憲法が保障した「同等の権利」とは言えません。



日本は世界で唯一、夫婦同姓を法律で義務付けています。経済界・地方議会も要請、国連からも繰り返し是正を勧告されています。

選択的夫婦別姓制度を導入しないということは、国が女性への構造的差別を続けていくということです。氏を変えることでアイデンティティを踏みにじられている多くの人の尊厳をこれ以上傷つけないためにも、24条で保障された「同等の権利」を認めるべきです。

国民生活を豊かにするのは国の義務 第25条

日々健康でおだやかに暮らし、仕事もプライベートも楽しみたいですね。でも物価は高いし賃金は安い、このままずっと、いろいろ我慢したりあきらめたりしながら生きていくしかないのでしょうか?

スリッパを具なしで節約しても推し活グッズも買えない...



全国一律最低賃金1700円以上に!の要求も生存権が元になっています。

25条には、すべての国民に「健康で文化的な最低限の生活を営む権利」があると、そのために国には「社会福祉、社会保障及び公衆衛生の増進に努めなければならない」と書いてあります。憲法に書いてあること、政府はぜんぜん守ろうとしていません。

労働組合でたたかっているんだ 第28条

働く者がいい仕事をするには、働く環境が整っていることや、仕事に見合う報酬(賃金)がちゃんと支払われなければなりません。働く者の願いを実現するために、私たちは労働組合に参加しています。労働組合は時に会社から敵視されたり活動を妨害されることもありますが、社会的に認められていない団体なのでしょうか?

ストライキをしても逮捕されず、合法なのは憲法でまもられているからです。



28条は「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利」を保障しています。会社側に労働組合との交渉に応じる義務が課せられているのは、この28条があるからです。